

簡易自動消火装置 取扱説明書

フード・ダクト用

レンジ用, フライヤー用

品番 CKW-4FDH型, CKW-4RFH型

このたびは、弊社の簡易自動消火装置をお求めいただきまことにありがとうございました。

この説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。そのあと大切に保管し、わからないとき再読してください。

安全上のご注意 必ずお守りください

お使いになる人や他の人への危害、財産への損害を未然に防止するため、必ずお守りいただくことを、次のように説明しています。

■表示内容を無視して誤った使い方をした時に生じる危害や損害の程度を、次の表示で説明しています。

 注意	この表示の欄は、「傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される」内容です。
---	--

■お守りいただく内容の種類を次の絵表示で区分し、説明しています。(下記は、絵表示の一例です。)

	このような絵表示は、気をつけていただきたい「注意喚起」内容です。
	このような絵表示は、してはいけない「禁止」内容です。
	このような絵表示は、必ず実行していただく「強制」内容です。

注意

■制御部の端子台には触れない。



制御部にある端子台に触れると、感電の恐れがあります。

禁止

- 消火装置に異常があるときは、お求めの販売店(工事店)にご連絡ください。

■消火剤放射中は近づかない。



放射中の消火剤が顔に当たると、失明の恐れがあります。

禁止

- 消火剤が目や口に入った場合には、ただちに水道水でよく洗い流し、医師の診察を受けてください。

■消火装置の改造、分解をしない。



消火装置本体の改造・分解、操作盤、感知器、噴射ヘッドの取付位置の変更や曲げ、ねじり等の改造はしないでください。誤作動や不消火の恐れがあります。

禁止

- 厨房の改装や移転等に際しては、お求めの販売店(工事店)にご連絡ください。

■フードやダクトに取り付けた感知器や噴射ヘッドには触れない。



感知器や噴射ヘッドの損傷により、誤作動や不消火の原因となります。

禁止

- 感知器、噴射ヘッドの清掃は、お求めの販売店(工事店)にご依頼ください。

■物をぶつかけたり、水をかけたりしない。



衝撃、破損、水ぬれ等により誤作動や不消火の原因となります。

禁止

- 消火装置に変形や破損等がある場合には、お求めの販売店(工事店)にご連絡ください。

■点検を実施する。

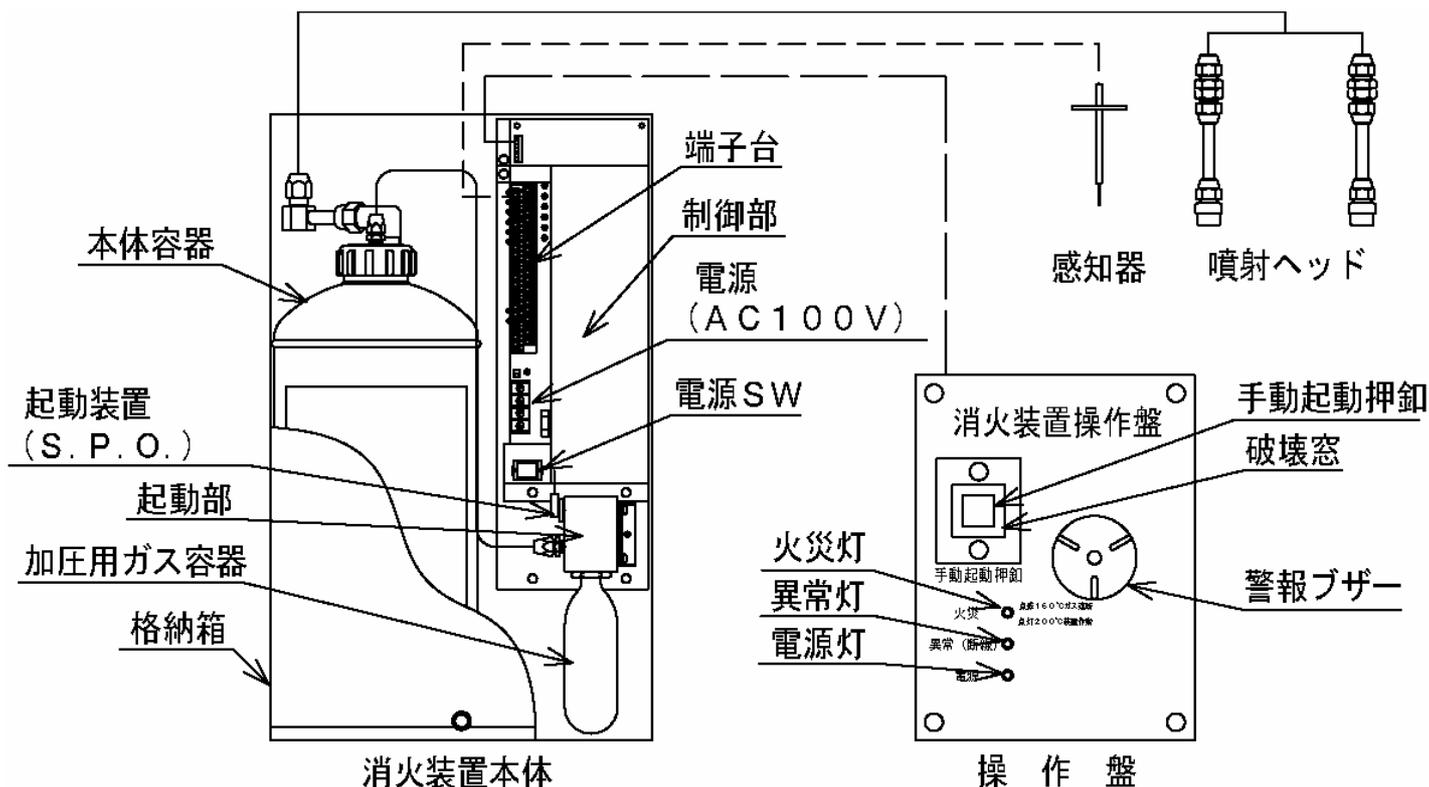


消火装置の性能維持のため、使用者による日常の点検および専門の者による6ヵ月毎の機能点検、1年毎の総合点検を行ってください。

- 日常の点検で異常が発見された時や、機能点検、総合点検は、お求めの販売店(工事店)にご連絡ください。

各部の名称

例として1台用を表示してあります



消火装置の作動と処置・対応

装置の作動		状況	処置・対応
平常時	電源灯が点灯	厨房の火災を監視しています。	
警報 + ガス遮断	警報ブザーが鳴り、 (断続鳴動) 火災灯が点滅	ダクト内の温度が上昇し 150 以上になっています。 レンジ、フライヤー及び フード・ダクト内で 火災が発生している 場合が想定されます	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火元の燃料(ガス等)をとめ、ダクト内の温度を下げてください。ガス遮断装置と連動している場合は、自動的にガスが遮断されます。 2. レンジ、フライヤー及びフード・ダクト内で火災が発生していないか確認してください。 3. 火災の発生を認めた時には、厨房から避難し、直ちに操作盤の手動起動押釦を強く押し、消火装置を起動させてください。 <p>ダクト内の温度が 150 以下になっても警報が出続けます。 火災に至らなかった場合は消火装置を解除してください。</p>

装置の作動		状況	処置・対応
消火装置作動・消火剤の放射	警報ブザーが 鳴り、 (連続鳴動) 火災灯が点灯 消火剤の放射	ダクト内の温度が 200 を超えると 火災と判断し、自動的 に消火剤が放射され ます。	<p>1. 火元の燃料(ガス等)をとめ、ダクト内の温度を下げてください。ダクトの排気ファン停止等の各機器と連動している場合は、各機器が作動します。</p> <p>2. 約 20 秒たちますと、消火剤の放射がおわります。厨房の換気を行った後、完全に消火しているか火元をよく確認してください。</p> <p>夜間、無人の時に消火装置が作動し、自動消火した場合は、警報ブザー連続鳴動、火災灯点灯、ガス遮断、ダクトの排気ファン停止等の連動機器が作動した状態になっています。</p>

消火装置作動後の処置・復旧(解除)

消火装置が作動し、消火剤が放射した場合には、まずお求めの販売店(工事店)にご連絡ください。

警報ブザーの停止、ガス遮断、ダクトの排気ファン停止等の連動機器の復旧

消火装置と連動している機器の復旧は、ガス器具の元栓を閉にした後、消火装置本体の電源SWをOFFにし再度ONにしてください。ガス遮断、ダクトの排気ファン停止等の各機器への信号が停止し、警報ブザーが止まり、火災灯が消えます。

その後、ガス器具側の復旧操作を行ってください。

放射した消火剤の処置

放射した消火剤は、水でよく洗い流してください。水洗いできないものは水で濡らした雑巾でよく拭き取ってください。

消火装置の整備・復旧

消火装置の整備・復旧は、お求めの販売店(工事店)にご依頼ください

日常の点検

日常の点検箇所		ご確認ください	処置方法
装置本体 操作盤	格納箱	扉が開いていたり、変形や損傷がありませんか。	扉が開いていたり、格納箱に変形や損傷があるような時は、消火装置が正常に作動しないことが予想されます。お求めの販売店(工事店)にご連絡ください。
	電源灯(緑色)	電源灯が点灯していますか。	この表示灯が消えているときは、電源回路に異常があります。お求めの販売店(工事店)にご連絡ください。
	異常灯(黄色)	平常時は点灯していません。	この表示灯が点灯しているときは、感知器または起動部回路が断線しております。お求めの販売店(工事店)にご連絡ください。
	火災灯(赤色)	平常時は点灯していません。	この表示灯が点灯しているときは、消火装置が作動した後です。火元と思われるところをよく確認した後、消火装置作動後の処置・復旧(解除)を行ってください。消火装置作動以外で点灯している場合は、消火装置自体に異常があります。ただちに。お求めの販売店(工事店)にご連絡ください。

日常の点検箇所		ご確認ください	処置方法
操作盤	手動起動押釦	手動起動押釦の破壊窓が破れていませんか。	破壊窓が破られ、火災灯が点灯している時は、手動起動により消火装置を作動させたものと思われます。火元と思われる所をよく確認した後、装置作動後の処置・復旧(解除)を行ってください。消火装置作動の場合は、部品交換が必要です。お求めの販売店(工事店)にご連絡ください。

次のような時は、必ず販売店(工事店)にご連絡ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・消火装置本体、操作盤、感知器、噴射ヘッド等に変形や破損がある場合。 ・操作盤にある電源灯(緑色)が消えている場合。 ・操作盤にある異常灯(黄色)が点灯している場合。 ・消火装置が作動し、消火剤が放射した場合。 ・厨房設備の改装や移転等の計画がある場合。
-----------------------------	---

消火装置の精密診断を

消火装置の性能維持のため、6ヶ月毎の機能点検ならびに1年毎の総合点検の実施をお願い致します。

5年毎に起動部ユニットを交換してください。(販売店にご依頼願います)

また長い間には感知器や噴射ヘッドに油やスス等が付着し性能低下の原因となります。1年に1度は感知器、噴射ヘッドの清掃も点検とあわせて実施されますようお願い致します。

機能点検、総合点検につきましては、お求めの販売店(工事店)と保守契約を結ばれますようお願い致します。

詳しくは、お求めの販売店(工事店)にご相談ください。

設計標準使用期限は製造年から10年です。

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化により誤作動等の事故に至るおそれがあります。

アフターサービスについて

ご質問やご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

モリタ宮田工業株式会社

〒253-8588神奈川県茅ヶ崎市下町屋1-1-1

TEL 0467-85-1210(お客様相談室)

販売店(工事店)